

## 標準必須特許への EU アプローチ

我々の技術の時代は、複数の標準の上に成り立っている。例えば、どの携帯電話やコンピュータも他の装置と通信するための通信規格に依存している。標準化された技術は、特許権のある専有技術を組み込むことができるし、組み込んでいることが多い。特許発明の実施は、標準に準拠することが必須であるため、そのような特許権は、「標準必須特許」(または「SEPs」)に指定されることが多い。

標準標準製品を製造しようとする会社にとって、標準必須特許のライセンスは選択の余地がない。このことが標準必須特許の所有者に、TFEU(欧州連合の機能に関する条約)第102条の意味における濫用の高い可能性を伴う非常に強力でおそらく支配的な地位を与える。

濫用の可能性を制限するために、ある特許を技術標準に必須となる可能性があると宣言した会社は、FRAND(公正で合理的かつ非差別的な)責任に通常さらされる。この責任は、標準必須特許の所有者が公正で合理的かつ非差別的な条件でライセンス希望者に実施許諾する、または少なくともライセンス希望者との交渉を行うことに同意することを必然的に伴う。FRAND 要件は、標準を実施する者に対して、差し止め命令による救済を求める標準必須特許所有者の権利を、ある程度制限すると概して理解されている。そうでなければ、標準必須特許所有者が標準実施者に「不当な要求をし」、標準実施者が単一の標準必須特許に基いて標準標準製品を商業化するのを阻止してしまうこともあり得る。

2015年7月16日に、ヨーロッパの最高裁判所である欧州司法裁判所(CJEU)が、標準必須特許(SEPs)に関して広く公表されている Huawei/ZTE 物語における期待の高い判決を言い渡した。裁判所に提出された疑義は、どのような状況下では、標準必須特許所有者は、EU 競争法に違反することなく被疑特許侵害者に対し、差し止め命令による救済を求めることができるか、であった。いくつかの回答が、以下のようになされた。

- 標準必須特許所有者は、禁止的差し止め命令または製品のリコールを求める前に、関係する標準必須特許を指定し、その特許がどのように侵害されているかを特定する「通知または事前協議」を出さねばならない。
- 被疑侵害者が FRAND ライセンスを締結する積極的意思を示した場合は、ロイヤルティ額とその計算方法を特定する書面による FRAND 申し入れを提示するかどうかは、その標準必須特許所有者次第である。
- 被疑侵害者は、申し入れにしっかりと回答せねばならず、不服の場合は、FRAND 逆申し入れを標準必須特許所有者に速やかに提出すべきである。
- 独立した第三者にロイヤルティ額の決定を依頼する共通の合意がある場合もある。
- 被疑侵害者は、ライセンス交渉と並行して、問題となっている特許の有効性、それらの主要な性質および/またはそれらの実際の使用のいずれかについて異議を申し立てることに対して、非難されてはならない。

しかし、欧州司法裁判所の決定も未回答の疑義を多数残した。これらの疑義への回答を始めるために、2016年4月に、欧州委員会は、改善を要する標準必須特許ライセンス許諾環境の主な領域、即ち、標準必須特許露出に関する確定的でない情報、標準上で読む特許技術についての不確かな評価、FRAND の定義および標準必須特許の行使に関する不確実性のリスクを特定した。5G の標準化および昨今のモノのインターネット(IoT)の進展を考え、欧州委員会は、首尾一貫した枠組を創出しようとして、期待の高い通知を発行した。この通知(ハイパーリンク: [Communication from the Commission to the Institutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents](#))は、4つの主要目標を特定している。

(1) 標準必須特許露出の透明性増大

標準必須特許の存在、範囲および関連性に関する情報は、公平なライセンス許諾交渉に不可欠であるため、標準開発機関(SDOs)のデータベース内の特許権者の必須性宣言は、一層詳細な情報を提供すべきである。例えば、特許権者は、最終標準を採用したときに、および最終決定が特許付与に達したときに、その宣言の関連性を再検討すべきである。さらに、宣言は、例えば、標準のうちの関連部分を言及することによって、特許露出を評価できるだけの情報を含むべきである。また、欧州委員会は、技術的能力を有する独立した当事者が行う必須性宣言に関する高度な精査があるべきであると考えている。

(2) FRANDライセンス許諾条件の一般原則に関するガイダンス

**ライセンス許諾原則:** 欧州委員会によると、FRANDとは何かについて、1つの解釈で全てに当てはまる解答はなく、そのため、部門毎の協議を勧めている。しかし、欧州委員会は、考慮すべき知財評価原則をいくつか定めた。例えば、ライセンス許諾条件は、特許技術の経済的価値と明確に関係していなければならない。

**効率と非差別:** FRAND の下では、標準必須特許所有者は、「同様な立場にある」実施者を差別することはできない。繰り返すならば、FRAND は、1つの解釈ですべてに当てはまらないため、欧州委員会は、解答は部門により異なり、関連するビジネスモデルに依るであろうと述べている。

**特許プールとライセンス許諾プラットフォーム:** 欧州委員会は、EU 競争法の範囲内で特許プールおよび他のライセンス許諾プラットフォームを作ることを促進すべきだと考えており、それは、必須性に関するより良い精査、総計のライセンス料の明確さ、ワンストップ・ショップ解決策を提示することによって、標準必須特許ライセンス許諾が抱える多くの困難に取り組むことができるからである。

**FRAND 専門知識の利用と深化:** 欧州委員会は、さらに、ライセンス許諾実務、特に IoT 部門におけるものをモニターし、業界ライセンス許諾実務、評価および FRAND 決定についての知識を向上させるために専門家グループを設置する予定である。

(3) 標準必須特許の予測可能な行使環境

標準必須特許の分野における議論は、差し止め命令による救済の利用可能性に重点が置かれることが多い。この救済は、FRAND 条件に基いてライセンスを締結したがない侵害者から標準必須特許権者を保護することを目的とする。それと同時に、善意の技術使用者が、FRAND でないライセンス許諾条件を呑むように差し止め命令で脅される事態に直面し、最悪の場合には、自社製品を販売できないというリスクから守るために、防衛手段が必要である。欧州委員会は、FRAND 申し入れ、FRAND 逆申し入れ、逆申し入れの期限、差し止め命令による救済の釣り合い、調停および仲裁などの裁判外紛争解決、専用事業体による特許必須性主張などについて、国内判例法から一般的なガイダンスを特定した。欧州委員会は、効率の良い標準必須特許裁判を可能にする方法を更に開発する予定である。

(4) オープンソースと標準

欧州委員会は、研究と分析を通して、オープンソースと標準化との相互関係を確実に成功させるために、利害関係者、オープンソースコミュニティおよび標準開発機関とも協働する。今後、標準必須特許権者は、自身の特許ポートフォリオを管理して特許を行使する際に、数の増えた制限に直面するであろう。特許権者は、通常、自身が開発する技術の特許ライセンシーでもあるため、標準必須特許の宣言、識別、評価およびライセンス許諾を対象とするツールやガイダンスの開発の結果として得られる明確さと効率から恩恵を受けるであろう。標準開発機関は、適切なデータベースと情報システムを実施し、また、標準必須特許の識別と評価に寄与するという追加の負担を想定するであろう。

ヨーロッパ諸国における異なる実務の調和は、大歓迎であり、拡大中の EU デジタル市場における特許評価および裁判に対し、より安全で均一な枠組みをもたらす。これは、インターネット世界の国境なき部品を考慮し、統一特許条約の行使を勧奨すると、特に重要である。